

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令案参照条文

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）	（抄）	1
○土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）	（抄）	5
○日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）	（抄）	6
○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）	（抄）	6
○地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）	（抄）	7
○日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）	（抄）	7
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	（抄）	8
○土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令（平成十四年政令第二百四十八号）	（抄）	8
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）	（抄）	12
○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）	（抄）	13
○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）	（抄）	13
○独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）	（抄）	13
○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）	（抄）	13
○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）	（抄）	13
○独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）	（抄）	14
○高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）	（抄）	14
○国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）	（抄）	14

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「所有者不明土地」とは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいう。

2 この法律において「特定所有者不明土地」とは、所有者不明土地のうち、現に建築物（物置その他の政令で定める簡易な構造の建築物で政令で定める規模未満のもの（以下「簡易建築物」という。）を除く。）が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地をいう。

3 この法律において「地域福利増進事業」とは、次に掲げる事業であつて、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われるものをいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路、駐車場法（昭和三十二年法律第六号）による路外駐車場その他一般交通の用に供する施設の整備に関する事業

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校又はこれに準ずるその他の教育のための施設の整備に関する事業

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館に類似する施設を含む。）又は図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館と同種の施設を含む。）の整備に関する事業

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設の整備に関する事業

五 病院、療養所、診療所又は助産所の整備に関する事業

六 公園、緑地、広場又は運動場の整備に関する事業

七 住宅（被災者の居住の用に供するものに限る。）の整備に関する事業であつて、災害（発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。次号イにおいて同じ。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域内において行われるもの

八 購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業であつて、次に掲げる区域内において行われるもの

イ 災害に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域

ロ その周辺の地域において当該施設と同種の施設が著しく不足している区域

九 前各号に掲げる事業のほか、土地収用法第三条各号に掲げるもののうち地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業

十 前各号に掲げる事業のために欠くことができない通路、材料置場その他の施設の整備に関する事業
4 （略）

（特定所有者不明土地への立入り等）

第六条 地域福利増進事業を実施しようとする者は、その準備のため他人の土地（特定所有者不明土地に限る。次条第一項及び第八条第一項において同じ。）又は当該土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、当該土地又は工作物に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、地域福利増進事業を実施しようとする者が国及び地方公共団体以外の者であるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限る。

（証明書等の携帯）

第八条 第六条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（国及び地方公共団体以外の者にあつては、その身分を示す証明書及び同条ただし書の許可を受けたことを証する書面）を携帯しなければならない。

2・3 （略）

（損失の補償）

第九条 （略）

2 （略）

3 前項の規定による協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（裁定申請）

第十条 地域福利増進事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、当該事業を実施する区域（以下「事業区域」という。）内にある特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該特定所有者不明土地の所在地を管轄する都道府県知事に対し、次に掲げる権利（以下「土地使用権等」という。）の取得についての裁定を申請することができる。

一 （略）

二 当該特定所有者不明土地にある所有者不明物件（相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない物件をいう。第三項第二号において同じ。）の所有権（次項第七号において「物件所有権」という。）又はその使用权（同項第八号において「物件使用权」という。）

2 （略）

3 前項の裁定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 （略）

二 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書

イ〜ハ （略）

ニ 特定所有者不明土地等の確知権利者（土地又は当該土地にある物件に関し所有権以外の権利を有する者であつて、相当な努力が払われた

と認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお確知することができないもの以外の者をいう。次条第五項及び第十七条第一項において同じ。）の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容

ホ (略)

三〇五 (略)

4・5 (略)

(土地等使用権の存続期間の延長)

第十九条 (略)

2 第十条(第一項及び第五項を除く。)から第十二条までの規定は、前項の規定による裁定の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十条第三項第二号ハからホまで及び第十一条第五項	特定所有者不明土地等	使用権設定土地等
(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

(裁定申請)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 前項の裁定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書

イ〜ハ (略)

ニ 特定所有者不明土地の確知関係人(土地収用法第八条第三項に規定する関係人(ホにおいて単に「関係人」という。)であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお確知することができないもの以外の者をいう。次条第二項において同じ。)の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容

ホ (略)

三 (略)

(裁定)

第三十二条 都道府県知事は、第二十九条第一項又は第二項の規定により裁定申請を却下するとき及び裁定申請が次の各号のいずれかに該当する

ときを除き、裁定申請をした起業者が当該裁定申請に係る事業を実施するため必要な限度において、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をしなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(損失の補償に関する土地収用法の準用)

第三十五条 土地収用法第六章第一節(第七十六条、第七十七条後段、第七十八条、第八十一条から第八十三条まで、第八十六条、第八十七条及び第九十条の二から第九十条の四までを除く。)の規定は、裁定に係る特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償について準用する。この場合において、同法第七十条ただし書中「第八十二条から第八十六条まで」とあるのは「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第 号。以下「所有者不明土地法」という。)第三十五条第一項において準用する第八十四条又は第八十五条」と、「収用委員会の裁定」とあるのは「都道府県知事の裁定」と、同法第七十一条中「権利取得裁定」とあり、並びに同法第七十三条、第八十四条第二項及び第八十五条第二項中「明渡裁定」とあるのは「所有者不明土地法第三十二条第一項の裁定」と、同法第八十条中「前二条」とあるのは「所有者不明土地法第三十五条第一項において準用する前条」と、同法第八十四条第一項中「起業者、土地所有者又は関係人」とあるのは「起業者」と、同項及び同条第二項、同条第三項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに同法第八十五条中「収用委員会」とあるのは「都道府県知事」と、同法第八十四条第二項、同条第三項において準用する同法第八十三条第三項及び同法第八十五条第二項中「裁定を」とあるのは「裁定を」と、同条第一項中「起業者又は物件の所有者」とあるのは「起業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

第三十七条 (略)

2 第二十七条第二項及び第三項、第二十八条から第三十条まで並びに第三十一条第一項及び第三項から第五項までの規定は、前項の規定による裁定の申請について準用する。この場合において、第二十七条第二項中「起業者は」とあるのは「施行者(都市計画法第四条第十六項に規定する施行者をいう。以下同じ。)」は」と、同項第一号、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第三項中「起業者」とあるのは「施行者」と、第二十七条第三項第一号及び第二号二、第二十八条第一項第三号イ、第三十条第二項並びに第三十一条第一項及び第三項から第五項までの規定中「土地収用法」とあるのは「都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

4 第三十二条(第一項を除く。)から前条までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、第三十三条中「起業者」とあるのは「施行者(都市計画法第四条第十六項に規定する施行者をいう。以下同じ。)」と、第三十四条及び第三十五条中「土地収用法」とあり、及び「同法」とあるのは「都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法」と、同条第一項中「起業者」とあるのは「施行者」と、同条第二項中「起業者」とあるのは「施行者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十九条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、都道府県知事及び市町村長は、国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等関連情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者等関連情報を提供することについて本人(当該土地所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。ただし、当該都道府県又は市町村の条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。

4 (略)

5 国の行政機関の長等は、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めることができる。

第四十条 登記官は、起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、当該事業を実施しようとする区域内の土地につきその所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無を調査した場合において、当該土地が特定登記未了土地に該当し、かつ、当該土地につきその所有権の登記名義人の死亡後十年以上三十年以内において政令で定める期間を超えて相続登記等がされていないと認めるときは、当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索した上、職権で、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨その他当該探索の結果を確認するために必要な事項として法務省令で定めるものをその所有権の登記に付記することができる。

254 (略)

(手数料)

第四十四条 都道府県は、第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定による裁定の申請に係る手数料の徴収については、当該裁定の申請をする者から、実費の範囲内において、当該事務の性質を考慮して損失の補償金の見積額に応じ政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章第一節及び第二節、第四十条、第四十六条並びに第六章並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2・3 (略)

○土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) (抄)
(耕地の造成)

第八十三条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、起業者が国以外の者であるときは、収用委員会は、必要があると認めるときは、同時に起業者が耕地の造成のための担保を提供しなければならない旨の裁決をすることができる。

4～7 (略)

(工事の代行による補償)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項及び第五項中「耕地の造成」とあるのは、「工事の代行」と読み替えるものとする。

(損失の補償に関する細目)

第八十八条の二 第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条、第八十条の二及び前条の規定の適用に関し必要な事項の細目は、政令で定める。

(前三条による損失の補償の裁決手続)

第九十四条 (略)

2 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

3～12 (略)

○日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務

二～七 (略)

2～5 (略)

○地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）

(他の法令の準用)

第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

- 一〇九 (略)
- 十 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十一条(第三十条において準用する場合を含む。)、第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第五十条
- 十一〇三十四 (略)
- 2 (略)

○地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号) (抄)
(他の法令の準用)

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市(第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市)と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 (略)
- 二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条(第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。)

- 三 (略)
- 四 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)、第十八条第二項第五号(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二十一条(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)、第八十二条第五項及び第六項(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二百二十二条第一項ただし書(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)、並びに第二百二十五条第一項ただし書(第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)

四の二・五 (略)

- 六 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五百十号)第四条第二項第五号(第四十五条において準用する場合を含む。)、及び第五条ただし書(第四十五条において準用する場合を含む。)、並びに同法第八条(第四十五条において準用する場合を含む。))において準用する土地収用法第二十一条

七・八 (略)

- 九 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十一条(第三十条において準用する場合を含む。)、第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第五十条
- 十〇三十一 (略)
- 2 (略)

○日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号) (抄)

(他の法令の準用)

第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体(第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県)とみなして、これらの規定を準用する。

一〇二十六 (略)

2 (略)

○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号) (抄)

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 土地の使用及び収用に関すること(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の規定による大深度地下の使用に関するものを除く。)

一〇四四 (略)

2 (略)

(土地・建設産業局の所掌事務)

第六条 土地・建設産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇一九 (略)

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 土地の使用及び収用に関すること(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定による大深度地下の使用に関するものを除く。)

一〇一一 (略)

(企画課の所掌事務)

第七十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

○土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令(平成十四年政令第二百四十八号) (抄)
(収用する土地の相当な価格)

第一条 収用する土地についての法第七十一条の相当な価格は、近傍類地の取引事例が収集できるときは、当該取引事例における取引価格に取引が行われた事情、時期等に応じた適正な補正を加えた価格を基準とし、当該近傍類地及び収用する土地に関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、必要に応じて次項各号に掲げる事項をも参考にして、算定するものとする。

一 位置

二 形状

三 環境

四 収益性

五 前各号に掲げるもののほか、一般の取引における価格形成上の諸要素

2 前項の相当な価格は、近傍類地の取引事例が収集できないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して、算定するものとする。

一 地代、小作料、借賃等の収益から推定される当該土地の価格

二 土地所有者が当該土地の取得及び改良又は保全のため支出した金額

三 当該土地についての固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の課税の場合の評価額

3 前二項の規定により相当な価格を算定する場合には、前二項の規定によるほか、次に定めるところによる。

一 収用する土地に工作物があるときは、当該工作物がないものとして算定する。

二 土地を収用する事業の施行が予定されることによつて当該土地の取引価格が低下したものと認められるときは、当該事業の影響がないものとして算定する。

三 収用する土地を一般の取引における通常の利用方法に従つて利用するものとして算定する。

（地上権等の目的である土地の相当な価格）

第二条 地上権、永小作権、賃借権、地役権又は使用貸借による権利の目的である土地についての法第七十一条の相当な価格は、当該権利がないものとして前条の規定により算定した当該土地の価格から、次条から第五条までの規定により算定した当該権利の価格を控除して算定するものとする。

（地上権、永小作権及び賃借権の相当な価格）

第三条 地上権、永小作権又は賃借権についての法第七十一条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の相当な価格は、近傍類地に関する同種の権利の取引事例が収集できるときは、当該取引事例における取引価格に取引が行われた事情、時期等に応じた適正な補正を加えた価格を基準とし、当該同種の権利及び補償の対象となる地上権、永小作権又は賃借権に関する次に掲げる事項等を総合的に比較考量して算定するものとする。

一 権利の目的である土地の価格

二 地代、小作料又は借賃、権利金、権利の存続期間その他の契約内容

三 収益性

四 使用の態様

2 前項の相当な価格は、近傍類地に関する同種の権利の取引事例が収集できないときは、補償の対象となる地上権、永小作権又は賃借権に関する同項各号に掲げる事項等を考慮して算定するものとする。

3 第一条第三項第二号及び第三号の規定は、前二項の規定により相当な価格を算定する場合について準用する。

(地役権の相当な価格)

第四条 地役権についての法第七十一条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の相当な価格は、当該権利がない場合における当該権利の目的である土地の価格から当該権利がある場合における当該土地の価格を控除して算定するものとする。

(使用借権の相当な価格)

第五条 使用貸借による権利についての法第七十一条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の相当な価格は、当該権利が賃借権であるものとして第三条の規定により算定した価格に、返還の時期、使用及び収益の目的その他の契約内容、当該権利が設定された事情、使用及び収益の状況等を考慮して適正に定めた割合を乗じて算定するものとする。

(占有権の取扱い)

第六条 占有権についての法第七十一条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の相当な価格は、零とする。

(収用する立木、建物等の相当な価格)

第七条 収用する立木、建物その他土地に定着する物件についての法第八十条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び法第三百三十八条第一項において準用する法第七十一条の相当な価格の算定については、第一条及び第二条の規定の例による。

(使用する土地に対する補償)

第十一条 使用する土地についての法第七十二条において準用する法第七十一条の相当な価格は、近傍類地の使用に関する契約の事例が収集できるときは、当該契約における地代又は借賃に、当該契約が締結された事情、時期等及び権利の設定の対価を支払っている場合においてはその額を考慮して適正な補正を加えた額を基準とし、当該近傍類地及び使用する土地の第一条の規定により算定した価格、収益性、使用の態様等を総合的に比較考量して算定するものとする。

2 前項の相当な価格は、近傍類地の使用に関する契約の事例が収集できないときは、使用する土地の第一条の規定により算定した価格、収益性、使用の態様等を考慮して算定するものとする。

(空間又は地下のみを使用する場合の補償)

第十二条 空間又は地下のみを使用する場合における使用する土地についての法第七十二条において準用する法第七十一条の相当な価格は、前条

の規定にかかわらず、当該土地について同条の規定により算定した価格に、当該土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて算定するものとする。

2 前項の場合において、当該空間又は地下の使用が長期にわたるときは、同項の規定にかかわらず、第一条の規定により算定した当該土地の価格に、当該土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて算定することができるものとする。

(修正率の算定方法)

第十六条 法第七十一条（法第七十二条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による修正率は、総務省統計局が統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である小売物価統計のための調査の結果に基づき作成する消費者物価指数のうち全国総合指数（付録において「全国総合消費者物価指数」という。）及び日本銀行が同法第二十五条の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する企業物価指数のうち投資財指数（付録において単に「投資財指数」という。）を用いて、付録の式により算定するものとする。

(移転料)

第十七条 法第七十七条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の物件（立木を除く。次項において同じ。）の移転料は、当該物件を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用とする。

2 物件の移転に伴い建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定に基づき必要となる当該物件の改善に要する費用は、前項の費用には含まれないものとする。

(立木の移植補償)

第十八条 土地等（土地、法第五条に掲げる権利、法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び法第七条に規定する土石砂れきをいう。以下同じ。）の収用又は使用に係る土地に立木がある場合において、これを移植することが相当であると認められるときは、次に掲げる額を補償するものとする。

- 一 掘起し、運搬、植付けに要する費用その他の移植に通常要する費用
- 二 枯損による損失額その他の移植に伴い通常生ずる損失額

(用材用の立木の伐採補償)

第十九条 土地等の収用又は使用に係る土地に用材用の立木の集団であつて伐期に達していないものがある場合において、これらを伐採することが相当であると認められるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を補償するものとする。

- 一 市場における取引の対象となるもの 次のイ及びロに掲げる額の合計額から次のハ及びニに掲げる額の合計額を控除した額
- イ 伐期に伐採することが見込まれる立木の伐期における価格についての明渡裁決時における前価（将来の時点における価格を基礎として相
当な利率により算定した現在価値をいう。以下同じ。）の額
- ロ 明渡裁決時から伐期までの間に発生する収益についての明渡裁決時における前価の額

ハ 明渡裁決時における当該立木の集団の価格に相当する額

ニ 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

二 人工林であつて、前号に掲げるもの以外のもの 明渡裁決時までには要した経費の後価（過去の時点における価格を基礎として相当な利率により算定した現在価値をいう。以下同じ。）の額から、明渡裁決時までの収益の後価の額を控除した額

三 天然林であつて、第一号に掲げるもの以外のもの 伐期における当該立木の集団の価格の明渡裁決時における前価の額

2 土地等の収用又は使用に伴い多量の立木を一時に伐採することによって、伐採搬出に通常要する費用が増加し、又は木材価格が低下すると認められるときは、当該増加額又は当該低下額に相当する額を補償するものとする。

（補償金の額に端数が生じた場合の処理）

第二十六条 法第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十五条、第七十七条、第八十条、第八十条の二又は第八十八条（法第三百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により算定した補償金の額に一円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

（他の法令の準用）

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項、第二項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）

二 （略）

三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。）、第八十三条第三項（第八十四条第三項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項ただし書（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十五条第一項ただし書（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

四 （略）

五 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五百十号）第五条ただし書（第四十五条において準用する場合を含む。）及び第八條（第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条

六 三十一 （略）

2 （略）

○独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）

（他の法令の準用）

第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇三十一（略）

2（略）

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

（他の法令の準用）

第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一〇六十一（略）

2・3（略）

○独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）

（他の法令の準用）

第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一〇二十六（略）

2（略）

○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあつては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は

美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十五号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立

行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道

府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〇二十五（略）

2〇5（略）

○独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇四十二 (略)
2 (略)

○独立行政法人都市再生機構法施行令 (平成十六年政令第六十号) (抄)

(他の法令の準用)

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇三十三 (略)

2 (略)

○高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令 (平成二十二年政令第四十一号) (抄)

(他の法令の準用)

第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇二十九 (略)

2 (略)

○国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令 (平成二十七年政令第四十三号) (抄)

(他の法令の準用)

第十四条 機構が行う法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関しては、次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇十 (略)

2 (略)